

第1章 景観計画策定の背景と目的

1. 背景と目的

■篠山市には素晴らしい景観があります。

篠山市は神戸、大阪、京都から1時間の圏内に位置しながら、緑豊かな里山と田園風景が継承され、今もなお日本の農村の原風景である「ふるさとの景観」に包まれています。また、中心市街地は、江戸期の城下町であり、国選定重要伝統的建造物群保存地区(以下伝建地区)に指定されている歴史的な町並みの残る市街地でもあります。加えて、旧宿場町などの面影が色濃く残る街村*として知られる福住、古市、追入地区、丹波焼で知られる立杭地区、兵庫県一の茶の生産量を誇る茶畑の景観を有する味間奥地区など、地域特有の景観もよく継承されています。

一方、近年の大規模建築や建築物等の老朽化に伴う建替えなどにより、篠山の自然・田園・歴史が調和した町並みが失われつつあります。先人たちが農業等を通して継承してきた篠山の景観は、日々の営みの積み重ねを通して形成してきたもので、他都市では失われた所も多くその貴重さは、一層増しています。篠山の有するこのすばらしい景観を守り、次代に継承することが現代の私達の使命と考えます。

■全国的に美しいまちづくりが進められています。

これまでわが国のまちづくりにおいては、経済性、効率性および機関性が重視され、美しさへの配慮が軽視されてきた面があります。しかしながら、近年の美しい町並みなどの個性的な町並みや景観に対する国民の関心の高まりに伴い、平成15年、国は「美しい国づくり政策大綱」を公表し、平成16年には景観に関する総合的な法律として「景観法」を制定しました。景観法の制定にともない、これまで以上に全国各地の地方公共団体による積極的な景観に関する取り組みが進められています。

■篠山らしい景観まちづくりを実現します。

篠山市総合計画策定に向けたアンケート調査において、約7割の市民が篠山の自然環境や景観に満足していると回答しています。同じく、約7割の市民が「篠山の自然環境や景観を大切にすべき」と回答しています。

篠山の有する良好な景観を保全・育成・創出することにより、篠山の景観をより美しいものにし、ゆとりと潤いのある生活環境を形成していくためには、篠山らしい地域資源を活かした市民の参画と協働による「景観まちづくり」を推進し、市民の地域への誇りと愛着を醸成し、魅力と活力のある地域社会の実現を目指す取り組みが必要です。篠山の景観形成に取り組むための方針やルールおよび行政、市民、事業者等それぞれの役割について明確に示すことにより、魅力ある篠山の景観まちづくりを実現することを目的として「篠山市景観計画」を策定します。

* 旧街道等の両側に妻入り等の家屋等が軒を並べて列状に建ち並ぶ集落。

2. 景観計画の位置づけ

篠山市景観計画は、景観法に基づき策定する計画ですが、篠山市総合計画、篠山市国土利用計画の内容に即しながら策定しています。また、兵庫県の「景観の形成等に関する条例」（以下「景観形成条例」）、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」（以下「緑条例」）、「屋外広告物条例」および「篠山市まちづくり条例」や「篠山市緑豊かな里づくり条例」（以下、「里づくり条例」）等と連携しながら景観形成にかかる制度運用を図っていきます。

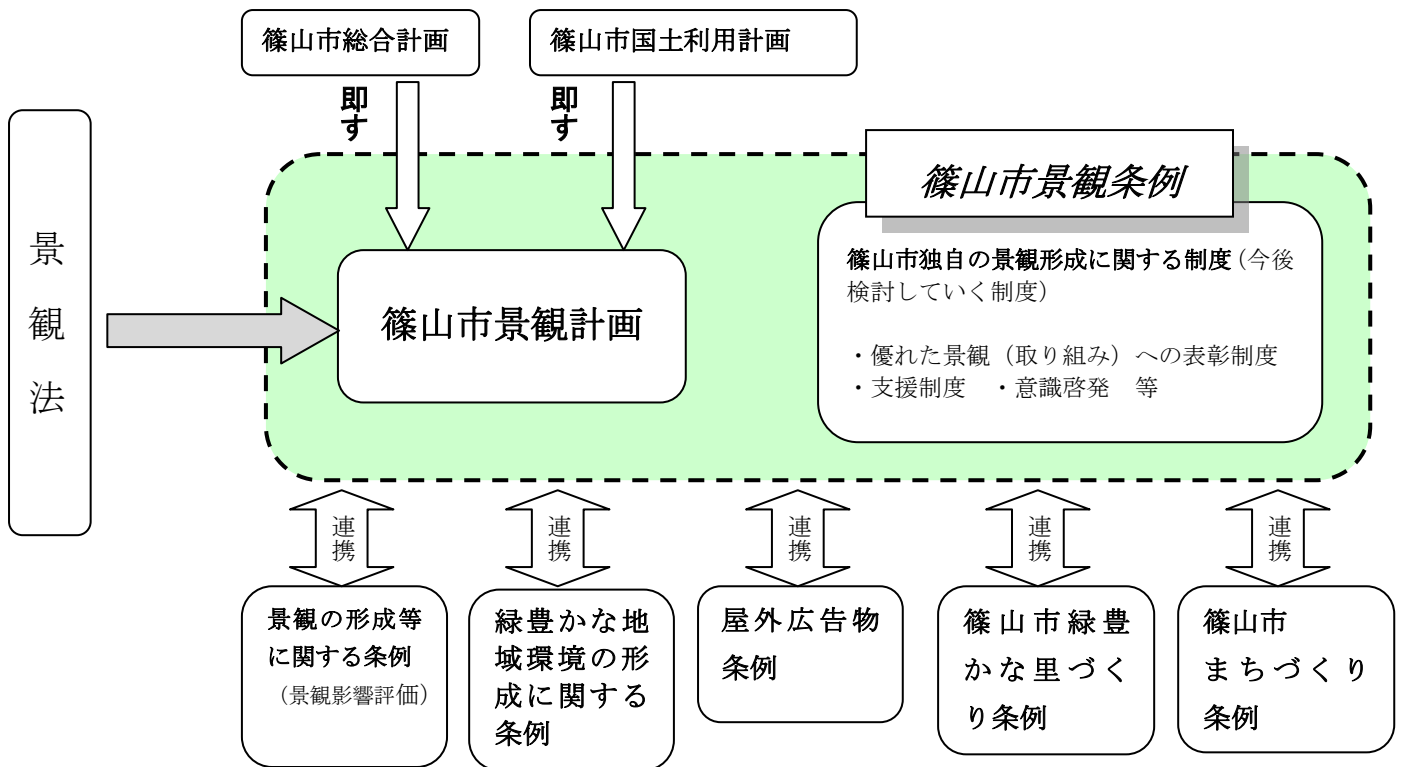


図 I - 1 景観計画の位置づけ

3. 景観とは

景観は、見たり聞いたりする対象となる「景」とそれを眺め感じる主体となる人の「観」の関係性から生み出されるものといえます。このため「景観」は、人々の長い営みの中で、守り、育てることによって徐々に創り上げられるものです。

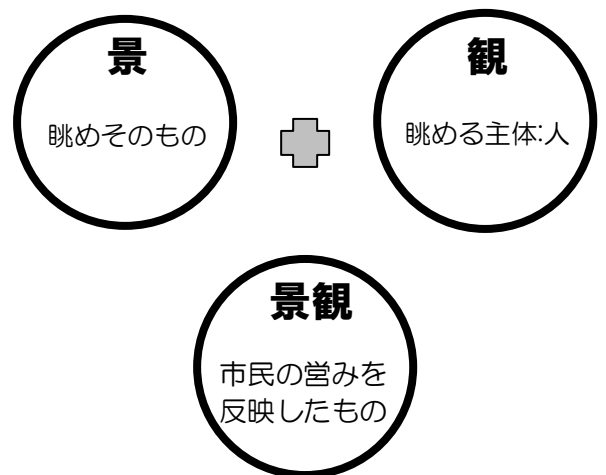


図 I - 2 景観の捉え方